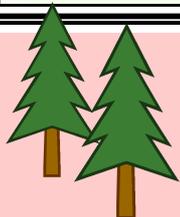


礼文の森から

宗谷森林管理署
礼文森林事務所



国産材を使って森林整備を進めましょう



地域材を使用した木造住宅の新築・増築又は購入、住宅の床や内壁及び外壁の木質化工事、木材製品及び木質ペレットストーブ等（薪ストーブ含む）の購入に関しては国による支援を行っています。

その支援とは「木材利用ポイント事業」と呼ばれるもので、木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産品等との交換や寄付などが行える事業です。

1ポイントは1円相当であり、例えば木造住宅を1棟新築した場合は、30万ポイントが付与されます。

ポイントの発行対象

木造住宅の新築・増築・購入

- ・スギ、ヒノキ等を主要構造材等として過半使用するもの
- ・使用する材の産地・樹種を広く表示するもの等

平成25年4月1日以降に着手したもの

内装・外装の木質化工事

- ・スギ、ヒノキ等を内装9㎡以上、外装10㎡以上活用するもの等

木材製品及び木質ペレットストーブ・薪ストーブの購入

- ・スギ、ヒノキ等を0.01㎡以上使用し、かつ使用木材の過半使用したもの等

平成25年7月1日以降に購入したもの

① 工事実施・購入



② ポイント申請

③ ポイント発行

④ 交換申請

⑤ 商品発送

木材利用ポイント事務局・申請受付窓口(各地に設置)

⑤ 交換申請情報

ポイントの交換対象

- 地域の農林水産品等
- 一般型商品券・プリペイドカード
- 地域・中小企業型商品券
- 被災地に対する寄附
- 農山漁村地域における体験型旅行
- 農林水産品関連商品券
- 森林づくり・木づかい活動を行う団体に対する寄附
- 即時交換

※即時交換及び一般型商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券は除く)への交換の合計ポイントは、発行されたポイントの50%が上限

左の図はポイントの発行までの大まかな流れを示した図です。

① 制度(木材利用ポイント)の利用方法は
① あらかじめ定められた条件を満たす工事の実施や購入を行います。

② 各地に設置されている木材利用ポイント事務局・申請受付窓口でポイントの申請を行います。

③ 申請後、事務局よりポイントが発行されます。

④ 商品への交換、森林づくり・木づかい寄附、復興寄附、即時交換(ポイント対象工事とは別の工事費用への充当)の中から交換申請を行います。

⑤ 商品交換を申請した方には事務局より商品が発送されます。

*ポイントの発行対象となるにはあらかじめ定められた条件を満たす必要がありますが、詳しくは<http://mokuzai-points.jp/index.html>をご覧ください。

住宅の新築等はなかなか機会が無いですが、家具などの木製品やペレットストーブ、薪ストーブの購入を考えている方は、是非この木材利用ポイントを活用してみてください。